

プロジェクト ASAF 対応

項目 IFRS 第 9 号「金融商品」と新たな保険契約基準の発効日の相違

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 12 月 8 日及び 9 日に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議の「IFRS 第 9 号「金融商品」と新たな保険契約基準の発効日の相違」のセッションについて、IASB におけるこれまでの審議状況、ASAF 会議資料の概要及び ASAF 会議への対応 (案) を説明することを目的としている。なお、今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して、保険契約プロジェクト全般にわたる検討状況に対する見解は求められていない。
2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

II. IASB におけるこれまでの審議状況

背景

3. IFRS 第 9 号では、強制適用日は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度と規定されているが、新たな保険契約基準は現在審議中のため、現時点においては、IFRS 第 9 号が先行して適用される状況が想定されている。
4. そのため、IASB は、2015 年 1 月の IASB 会議において、新たな保険契約基準へ円滑に移行するための経過措置として、改訂 ED で提案していた次の移行上の措置を設けることを確認した。
 - (1) 企業は、会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減するために、公正価値オプションにより、純損益を通じて公正価値 (FVPL) で測定するものとして、金融資産を新たに指定することが認められる。
 - (2) 企業は、新たな保険契約基準の適用によって、過去の指定の理由となった会計上のミスマッチが存在していない場合には、当該金融資産の過去の公正価値オプションの指定を取り消すことが要求される。
 - (3) 企業は、資本性金融商品に対する投資をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして新たに指定すること (OCI オプション) 及び過去の OCI オプションの指定を取り消すことが認められる。

5. また、2015年1月のIASB会議では、新たな保険契約基準の適用開始時において、金融資産を管理する事業モデルの再評価を許容又は要求する追加の移行上の救済措置を設けることを検討する旨も暫定決定された¹。
6. 上記の暫定決定を踏まえて、2015年1月のIASB会議では、保険契約を発行する企業に対して、IFRS第9号の強制適用日の延期を検討しないことも暫定決定された。しかしながら、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、保険契約を発行する企業においては、金融資産と保険契約負債が密接に関連していることから、2015年3月の会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)会議において、保険契約を締結する保険会社に対するIFRS第9号の適用日を延期しないというIASBの決定に対して再検討することを求めた。
7. また、EFRAGは、2015年5月に公表したEUにおけるIFRS第9号のエンドースメント・アドバイス案においても、「欧州委員会はIASBに対して、保険事業に関するIFRS第9号の適用を延期して、新たな保険契約基準の適用日と一致させることを求めるべきである。」と提案した。そして、EFRAGが2015年9月に公表したEUにおけるIFRS第9号のエンドースメント・アドバイス(最終版)では、「新たな保険契約基準が最終基準化される前の時点で、IFRS第9号を適用する保険業界への影響を評価することができない。我々は、保険事業については、2018年よりIFRS第9号を適用した金融商品の会計処理を(強制ではなく)許容することを提案する。」と結論付けた。
8. 一方、IASBスタッフは、上記の動向を踏まえ、状況をより正確に理解するために対象を絞ったアウトリーチを実施した。その中で示された懸念には、次の点が共通して含まれていた。
 - (1) 金融資産の分類変更によって生じる会計上のミスマッチ及び純損益のボラティリティーの一時的な増加
 - (2) 短期間で2度の会計処理の変更を行う必要性
9. IASBは、上記の懸念を踏まえ、新たな保険契約基準が適用される前にIFRS第9号を適用することによって生じる会計上のミスマッチや純損益のボラティリティーの一時的な増加に対処するため、次の方法のいずれか又は双方によって対処できるようにすることを検討した。
 - (1) IFRS第4号「保険契約」(IFRS第4号)の要求事項の修正(以下「上書きアプローチ」という。)

¹ その後、2015年10月のIASB会議において、事業モデルの再評価を許容する適用範囲等が暫定決定された。

- (2) IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する一部の企業に対して、IFRS 第 9 号の適用日を延期する (以下「延期アプローチ」という。)

上書きアプローチ及び延期アプローチの概要

10. 2015 年 7 月及び 9 月の IASB 会議において、上書きアプローチ及び延期アプローチを新たに設けることが暫定決定された。それぞれのアプローチの概要は、次のとおりである。

	上書きアプローチ	延期アプローチ
要件	<p>以下の要件の両方を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該金融資産を、<u>IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約に関するものとして企業が指定している。</u> ▶ 当該金融資産は、<u>IFRS 第 9 号に従うと FVPL に分類され、IAS 第 39 号に従っていたならば、全体が FVPL に分類されるものではなかったであろうものである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>保険活動が報告企業にとって大半を占める主要なもの (predominant) である。</u> ▶ <u>保険活動が報告企業にとって大半を占める主要なものかどうかの当初の評価は、延期しなければ IFRS 第 9 号の適用開始が要求されるであろう日 (すなわち、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度) における企業の負債総額に対する、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債総額のレベルに基づいて行う (定量的な閾値は設けない)。</u>
会計処理	<p>上記要件を満たした金融資産について、下記①と②の差額を純損益から除外して、<u>その他の包括利益 (OCI) に認識することを認める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① IFRS 第 9 号に従うならば純損益に認識されるであろう金額 ② IAS 第 39 号に従って純損益に認識された金額 	<p><u>報告企業単位で、IFRS 第 9 号の適用日を延期することを認める。</u></p>

上書きアプローチ及び延期アプローチの適用日

11. 2015年7月及び9月のIASB会議において、上書きアプローチ及び延期アプローチの適用日については、次のとおり暫定決定された。

- (1) 適用日は、2018年1月1日以後開始する事業年度とする。
- (2) 企業がIFRS第9号を早期適用する場合に限って、これらのアプローチの早期適用を認める。
- (3) 延期アプローチについては、2021年1月1日以後開始する事業年度に適用することを認めない。ただし、同日後に上書きアプローチの適用を選択できることを明記する。

改正IFRS第4号の公開草案のコメント期間及び初度適用企業への適用の要否

12. 2015年10月のIASB会議において、上書きアプローチ及び延期アプローチに関する改正IFRS第4号の公開草案のコメント期間と初度適用企業への適用の要否については、次のとおり暫定決定された。

- (1) 公表予定の公開草案は60日のコメント期間とする²。
- (2) IFRSの初度適用企業が延期アプローチ及び上書きアプローチを適用することを禁止する³。

今後の予定

13. IASBは、上書きアプローチ及び延期アプローチに関する改正IFRS第4号の公開草案を2015年12月中に公表することを予定している。

² 公開草案のコメント期間を60日に設定する点については、IASB会議の前に開催されたIFRS財団評議員会のデュー・プロセス監督委員会です承された。

³ 上書きアプローチ及び延期アプローチは、既にIFRSを採用している企業がIAS第39号からIFRS第9号へ移行する場合に生じる一時的な結果へ対処するためのアプローチであり、自国の会計基準からIFRSへ移行する初度適用企業は、その目的に合致しない旨が、初度適用企業に対する適用を禁止する理由として挙げられている。

III. ASAF 会議資料⁴の概要

14. ASAF 会議では、IASB スタッフから、12 月中に公表する予定の公開草案で提案する上書きアプローチの概要（スライド資料）について説明がされた上で、ASAF メンバーからの意見を求めることが予定されている。また、ASAF メンバーが、本プロジェクトのアウトリーチをどのように支援するかという点に関する議論も行われる予定である。

IV. 当委員会事務局による分析

15. 本件に関するこれまでの ASAF 会議における議論の概要及び当委員会における検討状況は、次のとおりである。

2015 年 10 月の ASAF 会議

16. 2015 年 10 月に開催された ASAF 会議における IASB のプロジェクトの近況報告に関するセッションにおいて、保険契約プロジェクトに関する IASB の審議状況として、有配当契約に関する会計処理や IFRS 第 9 号と新たな保険契約基準との相互関係の検討状況が IASB スタッフから説明されたうえで、ASAF メンバーによる議論がなされた。議論の概要については、別紙 1「2015 年 10 月 ASAF 会議報告（保険契約関連部分を抜粋）」をご参照いただきたい。

ASBJ におけるこれまでの審議状況

17. 本件に関しては、これまでに開催した保険契約専門委員会及び企業会計基準委員会において、IASB における直近の検討状況を説明している。その際に示された主な見解は、別紙 2 に記載のとおりである。
18. なお、2015 年 12 月に公表予定の改正 IFRS 第 4 号の公開草案に関して、2015 年 11 月 18 日に開催された第 22 回保険契約専門委員会で提示した ASBJ 事務局による気付き事項は、次のとおりである。
- (1) 我が国における大半の保険会社は、現時点で IFRS を適用していないため、新たな保険契約基準に先行して IFRS 第 9 号が適用される状況は想定されていないと考えられる。そのため、我が国においては、公開草案で提案される予定の

⁴ IASB からは、ASAF 会議資料として、上書きアプローチの概要をまとめたスライド資料のみが示されている。

上書きアプローチ及び延期アプローチの必要性は必ずしも高くないと考えられる。

- (2) 一方、前回の ASAF 会議でも発言したとおり、IASB が公開草案 を公表するに至るデュー・プロセスに関して、当該決定が、IASB が保険契約プロジェクトを早急に完了させるという強い仮定を基に行われているのではないかという懸念がある。
- (3) 保険契約の会計基準の開発が強く要請されていることは理解しているが、我々は、再度の公開協議が必要となるような重大な変更が前回の公開協議から行われているか否かについて、IASB が慎重に検討することが重要であると考えている。また、改訂 ED から大幅な変更が行われてきているため、関係者において、実務上、改訂されたモデルの適用可能性を確保することは最低限必要であると考えている。

19. なお、保険契約専門委員会及び企業会計基準委員会では、延期アプローチに関しては IASB のデュー・プロセスに関する懸念や適用対象に関する疑問が示されたが、上書きアプローチに関しては特に意見は示されなかった。

V. ASAF 会議における発言（案）

20. ASAF 会議においては、第 18 項に掲げた ASBJ 事務局における気付き事項、企業会計基準委員会及び専門委員会での議論を踏まえて、次のような発言をすることとしてはどうか。

- (1) 我が国では、多くの保険会社は、現時点で IFRS を適用していないため、新たな保険契約基準に先行して IFRS 第 9 号が適用される状況は多く想定されていない。
- (2) 他方、前回の ASAF 会議でも発言したとおり、IASB が公開草案を公表するに至るデュー・プロセスに関して、当該決定が、IASB が保険契約プロジェクトを早急に完了させるという強い仮定を基に行われているのではないかという懸念がある。
- (3) 保険契約の会計基準の開発が強く要請されていることは理解しているが、我々は、再度の公開協議が必要となるような重大な変更が前回の公開協議から行われているか否かについて、IASB が慎重に検討することが重要であると考えている。
- (4) また、改訂 ED から大幅な変更が行われていることを踏まえると、関係者におい

て、実務上、改訂されたモデルの適用可能性を確保することは最低限必要であり、最終基準公表前に基準が十分に理解可能で運用可能なものであることを担保するような措置を講じる必要があると考えている。

以 上

2015 年 10 月 ASAF 会議報告
(保険契約関連部分を抜粋)

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2015 年 10 月 1 日及び 2 日に英国 (ロンドン) で開催された。
2. ASAF 会議の「IASB によるプロジェクトの近況報告と ASAF の議題」セッションのなかで、IASB スタッフから、保険契約プロジェクトに関する検討状況の報告がなされた。
 - (1) 有配当契約に関する会計処理
 - (2) IFRS 第 9 号「金融商品」(IFRS 第 9 号) と新たな保険契約基準との相互関係
3. 上記のうち、IFRS 第 9 号との関係に関して、IASB は、2015 年 9 月会議において、新たな保険契約基準が適用される前に IFRS 第 9 号を適用することによって生じる会計上のミスマッチや純損益のボラティリティーの一時的な増加に対処する必要があると判断する場合は、次の二つの方法の組み合わせによって対処することを提案する公開草案を公表することを暫定決定している。
 - (1) 現行 IFRS 第 4 号「保険契約」(現行 IFRS 第 4 号) の要求事項を次の通り修正する (上書きアプローチ)。
 - ① 企業が保険契約に係るものとして指定した資産に関して、(i) IFRS 第 9 号に従うならば純損益に認識されるであろう金額と (ii) IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従って純損益に認識された金額との差額を純損益から除外して、その他の包括利益 (OCI) に認識することを認める。
 - ② 発効日は、IFRS 第 9 号に合わせて 2018 年 1 月とする。
 - ③ 上書きアプローチの失効日は定めない (ただし、新保険契約基準が適用された時点で、本アプローチは使用できなくなる)。
 - (2) IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する一部の企業に対して、次のように、IFRS 第 9 号の適用日を延期する (延期アプローチ)。
 - ① 純粋な保険会社 (保険契約負債が負債全体の大半を占める (Predominant) 会社) に対してのみ、保有する全金融資産に対して IFRS 第 9 号の延期を認める。
 - ② 発効日は、IFRS 第 9 号に合わせて 2018 年 1 月とする
 - ③ 延期アプローチは、2021 年 1 月 1 日に失効する (ただし、新保険契約基準が適用された時点で、使用できなくなる)。なお、2021 年 1 月 1 日時点で、

新保険契約基準が適用されていない場合は、延期アプローチを採用する企業は、上書きアプローチへ切り替えることができる。

4. 暫定決定は、僅差の決定で、IASB 議長が決定票を行使して可決されたものである⁵。
なお、コメント期間は、デュー・プロセス監督委員会の承認が得られることを条件に、60 日とすることが想定されている。

ASAF 会議での議論の概要

5. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(IFRS 第 9 号と新たな保険契約基準との相互関係)

- (1) コメント期間の短縮には同意する。しかし、暫定決定されている延期アプローチによると、保険主体の会社で銀行子会社を保有する場合には適用できるが、銀行主体の会社で保険子会社を保有する場合には適用できない。これによって、同種の取引は異なる会計処理が適用されることになり、同一の競争条件でなくなり、比較可能性が損なわれる。
- (2) 我々は既にコメントの準備を始めており、コメント期間を 60 日に短縮することは問題ない。延期アプローチは、報告企業レベルで判定すると議決した理由については、ED の結論の根拠等で明記すべきである。
- (3) 保険契約負債が負債全体の大半を占める企業でないと延期アプローチを適用できないとなると、保険事業事態の規模は大きくとも企業グループ内で保険事業の割合が小さい企業は、新保険契約基準適用前に IFRS 第 9 号を適用せざるを得なくなり、実務上の負荷が膨大になる。

ASBJ の発言要旨

6. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) わが国では、先週の暫定決定に関して必ずしも十分な議論ができていないが、IASB が ED を公表するに至ったデュー・プロセスに関して、当該決定が、IASB が保険契約プロジェクトを早急に完了させるという強い仮定を基に行われているのではないかという懸念がある。また、IASB メンバーのなかにも、ED に進むのが適切かど

⁵ (ASBJ 事務局による補足説明) 9 月 21 日の IASB 会議では、二つのうち延期アプローチに関しては、賛成 7 名、反対 7 名で、可決には至らなかった。23 日の会議で、同数の場合は議長が追加で投票できるという IASB のデュー・プロセスを踏まえ、Hoogervorst 議長が追加の投票権（賛成）を行使して、8 対 7 で可決した。

うかに関して重大な意見の相違があったと承知している。

- (2) 我々は、保険契約の会計基準の開発が強く要請されていることは理解している。しかし、我々は、再度の公開協議が必要となるような重大な変更が前回の協議から行われているか否かについて、IASB が慎重に検討することが重要であると考えている。また、改訂 ED から大幅な変更が行われてきているために、多くの関係者は、改訂されたモデルが適用可能であることを確保することは最低でも必要であると考えている。

(IASB Hoogervorst 議長の保険プロジェクトの緊急性に関する発言に対して)

- (3) 私は、基準設定主体にとっては、緊急性よりもデュー・プロセスの方が重要であると考えている。

その他

7. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 次の理由から、保険契約基準の必要性及び緊急性を考慮すべきである。(IASB Hoogervorst 議長)

- ① 保険契約基準は IASB で既に 16 年も掛けて議論している。その間、3 回の公開協議を行ってきたから、議論していないという論点は多くない。このため、審議は十分に尽くされていると考えられる。
- ② 昨今の低金利環境下、保険契約基準を至急完成することは、先週、金融安定理事会 (FSB) から強く要請された。また、EFRAG も早期完了を望んでいる。

- (2) 新保険契約基準の審議が概ね終了した時点で、デュー・プロセスを充足しているかどうかを IASB で審議する予定である。デュー・プロセス・ハンドブックによると、公開草案による提案から重要な変更があること自体でもって再公開が必要であるとはしていない。暫定決定事項は、多くの関係者との多くの議論を踏まえてなされたものである。(IASB スタッフ)

- (3) 比較可能性が損なわれる懸念は認識している。その観点だけならば、延期アプローチをより広く許容すれば問題は解消するかも知れないが、一方で、IASB のなかにはそもそも延期アプローチの導入自体に反対する意見もあった。そこで、適用対象を限定して延期アプローチを適用できることとしたものである。(IASB 理事)

- (4) 今回の公開草案とは別に、新保険契約基準の移行措置として、IFRS 第 9 号にお

ける金融商品の再分類を許容する予定である。(IASB スタッフ)

以 上

保険契約専門委員会及び企業会計基準委員会で示された主な見解

保険契約専門委員会（2015年9月18日開催）において示された主な見解

1. 2015年9月18日に開催された第21回保険契約専門委員会で示された主な見解は、次のとおりである。
 - 会計上のミスマッチを回避するために、一部の企業に対して IFRS 第9号の適用日の延期を許容する提案は理解可能な内容である。また、適用日の延期を選択する企業に対して、IFRS 第9号に基づく開示を要求する点も支持する。(利用者)

企業会計基準委員会（2015年9月25日開催）において示された主な見解

2. 2015年9月25日に開催された第320回企業会計基準委員会で示された主な見解は、次のとおりである。
 - 保険会社に対する IFRS 第9号の強制適用が2021年までしか延期されないと暫定決定された点については、新たな保険契約基準の強制適用日を想定して決めているようにも考えられ、品質よりもスケジュールを重視した基準開発に繋がり得る点に強い違和感がある。
 - 決定プロセスとして、賛否同数の状況で議長の判断で暫定決定された点に関して、本来は議論を尽くす必要があると思われる。

企業会計基準委員会（2015年10月9日開催）において示された主な見解

3. 2015年10月9日に開催された第321回企業会計基準委員会において示された主な見解は、次のとおりである。
 - IASB 関係者からは、保険契約基準の必要性及び緊急性を考慮して、早期に最終基準化すべきであるとの見解が示されているが、議論が十分に尽くされたといえるかは疑問である。品質よりもスケジュールを重視した基準開発に繋がり得る点を懸念している。

企業会計基準委員会（2015年10月22日開催）において示された主な見解

4. 2015年10月22日に開催された第322回企業会計基準委員会において示された主な見解は、次のとおりである。
 - 延期アプローチを2021年1月1日以後開始する事業年度に適用することを認めない旨が暫定決定された点を踏まえると、IASBは本年中に保険契約の審議を終了さ

せる意向であると思われるが、直接連動の有配当契約と間接連動の有配当契約との間や有配当契約と無配当契約の間のクリフ効果の問題、集約レベル、相互扶助の適用範囲など、関係者の関心が高い課題はまだ残っていると認識している。特に、有配当契約と無配当契約の間のクリフ効果により、企業間の財政状態及び財務業績の表示が大きく異なる可能性がある点に懸念がある。

- 今までの IASB における暫定決定の内容を踏まえると、2013 年の改訂公開草案から大きく変更されているため、最終的な基準の内容を確認しなければ、評価が出来ないと考えている。
- 延期アプローチについて、保険活動が企業にとって大半を占める主要なものである場合に認めるという暫定決定をしているが、適用対象とならない企業への影響も考慮すると、そのような取扱いにすることに関して疑問である。

以 上